

第4話 明治初代の外交

先づ諸外国との和親の方針を立て、更に右大臣岩倉具視を特命全権大使として
 欧米に派遣する。 征韓論の沸騰、破裂。 台湾の生蕃征伐によって南方の問題が片付き、
 千島、樺太の交換によって北方の問題も片づく。 朝鮮との修交。

開国和親の方針確定

江戸幕府を倒して王政復古の大業を成就した原動力が、尊王攘夷論であったことはすでに皆さんの詳しく見て来たところです。 それで、今や幕府が倒れて尊王の実が挙がった以上は、次には当然、攘夷の実を示すべきところでした。ところが、事実はこれに反して、新政府は旧幕府と同じく、書外国に対して開港和親の方針を立てたのです。誠に条理の立たない話でして、前々からの主張と全く矛盾しているのです。

その実、攘夷論が実行出来ない事は、その急先鋒をもって任じていた長州藩の人々をはじめとして、苟くも時代の大勢を見る眼のある者は、早くから知っていたのです。しかもなお敢えてこれを唱えたのは、勢いを利用して幕府を倒さんとしたのに過ぎなかったのです。ですから、すでに幕府が倒れた以上は、もはやこれを口にする必要もなければ、況や実行おやです。

こうして朝廷は、王政復古の大詔を発した翌月、即ち慶応4年(明治元年)正月15日に、外国と和親する旨を以下のように全国に布告して、開国の方針を内外に示された。

「外国の議は、先帝(孝明天皇)が多年に宸憂された処ですが、幕府の従来の失錯により因循が今日に至った折から、世態が大いに一変した。大勢まことの已むを得ず、このたび朝議の上で、断然和親を取り結ばれた。就いては上下一致、疑惑を生ぜず、大いに兵備を充実して、国威を海外万国に光輝させ、祖宗先帝の神靈に対答するべき叡慮であるので、天下列藩士民に至るまで、この旨を奉戴し、心力を尽くし、勉励されたい。但しこれまで幕府において取結んだ条約のうちで、弊害のある件々は、利害得失を公議の上で、改革される。猶、外国交際の儀は、宇内の公法を以って取扱いあるべく、この段相心得申すべく事。」

というので、和親の趣旨が実によく示されているのみならず、後に、条約改正の問題が必然に起こるべきことをも暗示されている。

この布告の出た日に、朝廷は外国事務取調掛東久世道禧を兵庫に遣わし、折から、同地に集まって来ていたフランス、イギリス、イタリア、アメリカ、プロシア、オランダの諸公使に王政復古の旨を告げさせ、ついで天皇は、各国の公使を京都皇宮に召して、紫宸殿にて親しく拝謁された。こうして外交の方針もここに全く定まったのです。

時勢に暗い攘夷の暴行

ところが、時勢に暗い攘夷党はまだまだ少なくなかったもので、時に外国人に対して暴行を働く者な

第4話 明治初代の外交

どもいた。土佐藩の者らが、和泉の堺で、フランスの水兵らを殺傷した事件は、(有名な堺妙国寺の腹切事件として、悲壮な結末を告げたもので、)先方にも、無法な事を敢えてした点があったので、こちらにも言い分が無いわけでもなかったが、京都で、拝謁を賜るために参内しようとするイギリスの公使を、攘夷派の浪士が途上に襲ってその衛兵を傷つけた事件は、ただ全く外国人を憎しとする誤った愛国心のあらわれの外の何者でもなかったのです。このために、英仏の2国は久しく兵を横浜に置いて、自ら公使館を衛るといふような、わが国に取って頗る不面目な処置も敢えてしたが、明治8年に至って漸くこれを解いた。

岩倉全権大使の派遣

さて、すでに外交の方針も定まり、やがて政府の組織も次第に整って来たので、明治3年閏10月、朝廷は

鮫島尚信をイギリス、フ

ランス、プロシアの3国に、

森有礼を米国に、いづれも公使として

駐在させて交わりを厚くしたが、

更に翌4年10月、右大臣岩倉具視を特

命全権大使とし、参議木戸孝允、大蔵

卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、

外務少輔山口尚芳の4人を副司とし

て、これに俊秀な青年を随行員として

欧米諸国に差遣させた。

一行の使命は、さきに幕府の締結し

た通商条約が、わが国に取って頗る

不利益、不面目の点が少なくなかった

ので、ちょうど改定期に当る明治5年を

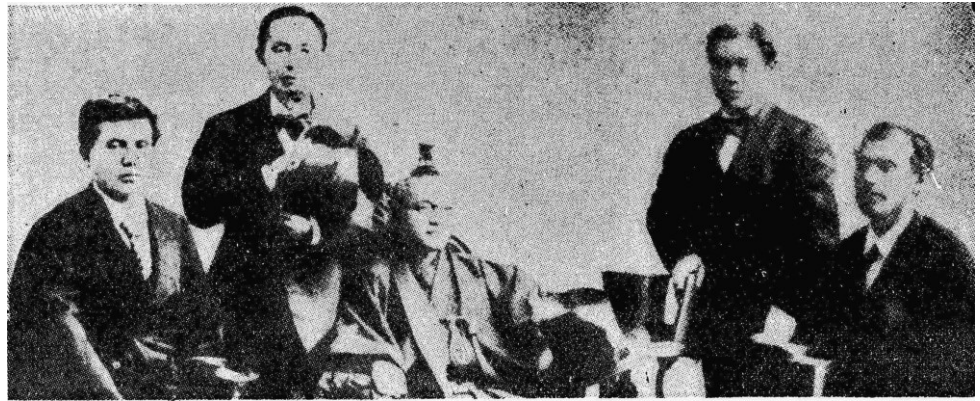
機として、大いにこれを改正して対等

の位置を得るようにしたいという希望

を条約国に申し入れると共に、各国お文

物、制度、その他を視察して来ることで

した。



岩倉大使および副使

左から、木戸孝允、山口尚芳、岩倉具視、伊藤博文、大久保利通



横浜 岩倉大使一行の出発

第4話 明治初代の外交

この時、大使の一行はすべて48人の外に、欧米への留学生54人を伴^{ともな}って行ったが、この中には、後に元帥^{おおやまいわお}大山^{やまかわすてまつ}巖^つの夫人となった山川捨松^{だえいがくじゅく}、津田英学^{ひら}塾^つを開いた津田梅子^{だうめこ}らの5人の少女もまじっていた。女学生^{じょがくせい}が洋行^{ようこう}した始めです。

欧米の文物制度の観察

さて、岩倉大使らは11月12日に横浜を出帆して、先づアメリカ合衆国に渡り、大統領^{だいてうりょう}に謁^{えつ}して、国書^{こくしょ}を呈^{てい}し、条約改正^{じょうやくかいせい}の話を持ち出したが、わが国の法律^{ほうりつ}がまだ十分に備^{そな}わらないのと、わが国の状態^{じょうたい}がよく諸外国^{しよがいこく}に知られていないのとのために、容易^{ようい}にこの事の成^{じょうじゆ}就^{じゆ}しように無いのが分^わかった。それで、その後は専^{もつぱ}ら西洋の文明を視察するだけにして、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、ロシア、デンマーク、スエーデン、ノルウェイ、イタリア、オーストリア、スイスの諸国^{しんこく}をまわり、各国と親交^{しんこう}を重^{かさ}ねて、明治6年9月13日に帰朝した。

実に1年10ヶ月の間、大使の一行は、西洋諸国の制度、文物^{りざい}、理財、会計、軍備、教育、産業その他の各部門^{りろん}にわたって、その理論^{じっさい}と実^{しさい}際^{けんきゆう}とを仔細^{しさつ}に研^か究^わ、視察し、彼れの文化が大いに進んで、我れの文化^わがはるかに遅^{おく}れているのを知^おって、すなわち西洋文明の輸^{ゆにゆう}入^いの必要^{ないち}と我が内治^{かいるりょう}の改^き良^{りょう}、国力充^{きゆう}実^{じつ}の急務^{きふ}であることを痛切^{つうせつ}に感^きじて帰朝^{きちよう}したのです。

ところが、大使らが留守^{うち}の間に、内^{うち}には、いろいろの問題が起こっていた。中でも最も重大なのが有名^{せいかんろん}な征韓論^{せいかんろん}です。

江戸時代の朝鮮

そもそも江戸時代における朝鮮^{ちようせん}との交通は、みなさんも既に(第5巻「江戸時代」の「外国との交通」および「新井白石の幣政改革」の話で)ご承知^{しやうち}の通り、わが将軍^だの代^{だい}がわり毎に彼れは我れに使者^{しや}をよこして、これを慶賀^{けいが}するのを例^{れい}としていたのですが、幕末^{たたん}、わが国事^{たたん}が多端^{たたん}であったので、いつもなくその事^{こと}が無くなり、自然^たと交通が絶^たえていた。

時勢に疎い大院君

それで、王政復古^{おうせいふこ}の世となり、外国と和親^{わしん}する方針を定めると、朝廷は明治元年10月、対馬藩主^{そうしげまさ}宗重^{そうしげまさ}正^{せい}に王政維新^{おうせいゐしん}の旨^{まじ}を朝鮮^{ちようせん}に告^つげさせ、もとのように交^{まじ}わりを親^{しん}しくしようとした。ところが、そのころ、朝鮮^{ちようせん}では国王^{りき}李熙^{りた}熙^お (後の李太王^{りた})がまだ17才の年少^{りた}でしたので、その実父^{だいいんくん}の大院君^{りし}李是^じ是^{けん}是^{にぎ}が実権^{じつけん}を握^{にぎ}っていたのです。大院君^{だいいんくん}はわが国書^{こくしょ}のうちに「皇^{こう}祚^そ」とか「皇^{こう}上^{じやう}」という文字^{ぶんじ}があり、又、宗氏^{そうし}の書面^{しよめん}にも、「皇室^{こうしつ}」とか「奉^{ほう}勅^{ちよく}」という文字^{ぶんじ}があるのを見て、これは朝鮮^{ちようせん}を属国^{ぞくこく}扱^{あつか}いにするものだとい^うって受^う付^けけなかつた。「皇^{こう}」の字^じなどは、前々^{まへまへ}から朝鮮^{ちようせん}を属国^{ぞくこく}の如^{ごと}くに見^みていた中国^{ちゆうごく}の皇帝^{てうてい}のみが用^{もち}いるべきものであると信^{しん}じていたからです。

しかし、朝廷は、その後もたびたび使^しを遣^{つか}わして交際^{かうさい}を促^{うなが}したが、彼^{かれ}はついにこれに応^おじないのみならず、その態度^{たいど}が甚^{はなは}だ無^ぶ礼^{れい}であった。そこで、わが国では朝鮮^{ちようせん}の不法^{ふぽう}を怒^{いか}って、征韓論^{せいかんろん}を唱^{とな}えるものが多^{おほ}くなり、ついに外務大丞^{がいむたいじやう}丸山作樂^{まるやまさくら} (肥前島原^{ひぜんしまはら}の藩士^{はんし})の如^{ごと}きは、ひそかに同志^{どうし}を集^あめて朝鮮^{ちようせん}を襲^{おそ}おう

第4話 明治初代の外交

はか
と謀るまでになった。

朝鮮の無礼

けれども、我が政府は、どこまでも平和に事を解決しようとしていたので、その後も特使を遣わしたりして、しきりに国交を促したが、朝鮮政府は依然としてこれに応じないのみならず、却ってますますわが国を排斥する態度を取った。こうして、彼の国は、明治6年5月、釜山に設けられていた草梁公館という、わが貿易事務を取扱う役所に入出入りする朝鮮人に対して、次のような趣意の命令を下すと共に、これを門前に掲示した。

曰く、「近頃、日本人は西洋人にかぶれて、その形を変え、その俗を易えて恥じずにいる。それで既に日本人とは云えないのであるから、わが国内を往来させるべきでない。彼らの乗った船が、日本旧来の様式でないものは入港を許してはいけない。吏員が館にあって条約中の事を行うのは良いが、苟くも法に外れた事を行おうするならば、一物の売買をも禁じなさい。こちらが正しく法を守っている以上、先方に異議のある筈がない、汝らはよくこの趣旨を日本の吏員に論し、且つ昼夜、水陸の警戒を怠らないようにせよ」と。

そして、わが草梁公館に対して、彼は次の意味のことを通告して来た。曰く、「今回、朝鮮政府は国内に厳命を發したので、或いは朝鮮人の中には、日本人に対して暴行を加えるものがないとも限らない。どうぞこの際、日本人には速やかに帰国させていただきたい」と。

征韓の議

無礼もここに至って、もはや無礼だけではなくになった。たしかにわが国を侮辱したものであるから、わが国民は大いに激昂したが、ついに政府にも征韓の議が起こった。そのころ軍人派の首脳であった参与西郷隆盛は、自ら大使となって行って朝鮮と談判をして、なお聴かなかつたら、征伐の軍を發しようと主張した。

参議後藤象二郎、同板垣退助、同江藤新平、外務卿副島種臣らもこれに賛成して征韓を主張し、朝議は殆どこれに決しかけたが、ただ岩倉大使の留守中は、なるべく新規の事や大事の決行はこれをしないという約束があったので、大使の帰朝を待って断行しようということになった。明治6年8月19日の事です。

岩倉大使らの帰朝

そういうところに、岩倉大使の一行は、前にも述べたように、翌9月13日に帰朝したのです。けれども、欧米各国の文明を見て驚いて、大いに内治の改良、国力充実の急務を痛感していた際でしたので、



さいごうたかもり
西郷隆盛

第4話 明治初代の外交

いわくらともみ おおくぼとしみち きどたかよし ふか けいざいじょうたい
岩倉具視は勿論、大久保利通、木戸孝允らもみな征韓の不可を論じて、第一、今の経済状態では、とてもその費用が出せないといったが、隆盛らはなかなか譲らず、国力発展の道は断じてこの外にないのであるから、是非ともこれを断行せよと主張した。

隆盛らの辞職

たかもり じしよく
双方共に固く自説を執って動かなかったところから、議論沸騰、頗る形勢が不穏になったので、その間に立った太政大臣 三條実美は、ついに心配の極でにわかに病を発して、一時は人事不省にすら陥った。それで、とても当分は職務を執り得る見込みがたたなかつたために、その職を辞そうとしたが、天皇はこれをおゆるしにならず、静養を命じになり、右大臣 岩倉具視に命じて、しばらく太政大臣に代わってこれを執せた。

ところが、具視は果敢な人だった上に、もともと非征韓者であったのですから、朝議は忽ち非戦と決した。



さんじょうさねとみ
三條実美

そこで、西郷隆盛はすぐに職を辞して郷里鹿兒島に帰り、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の4人も袂をつらねて職を退き、ふだんから隆盛を景慕していた陸軍少将 桐野利秋、同 篠原国幹、陸軍少佐 別府晋介、同 大尉 逸見十郎太らを始め、薩摩出身の将卒、邏卒らの多くもまた職を辞して、薩摩に帰った。

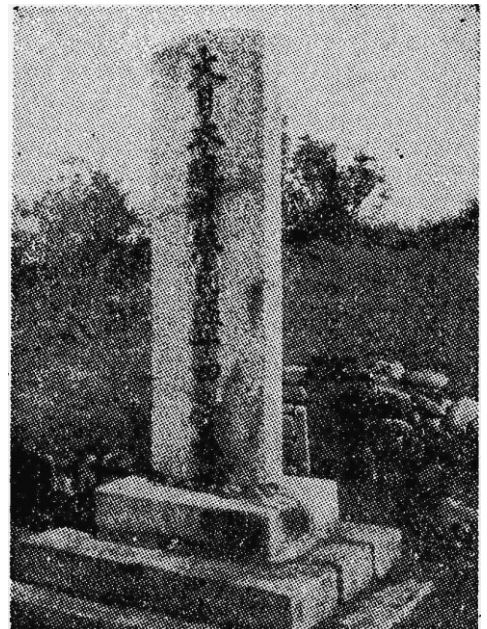
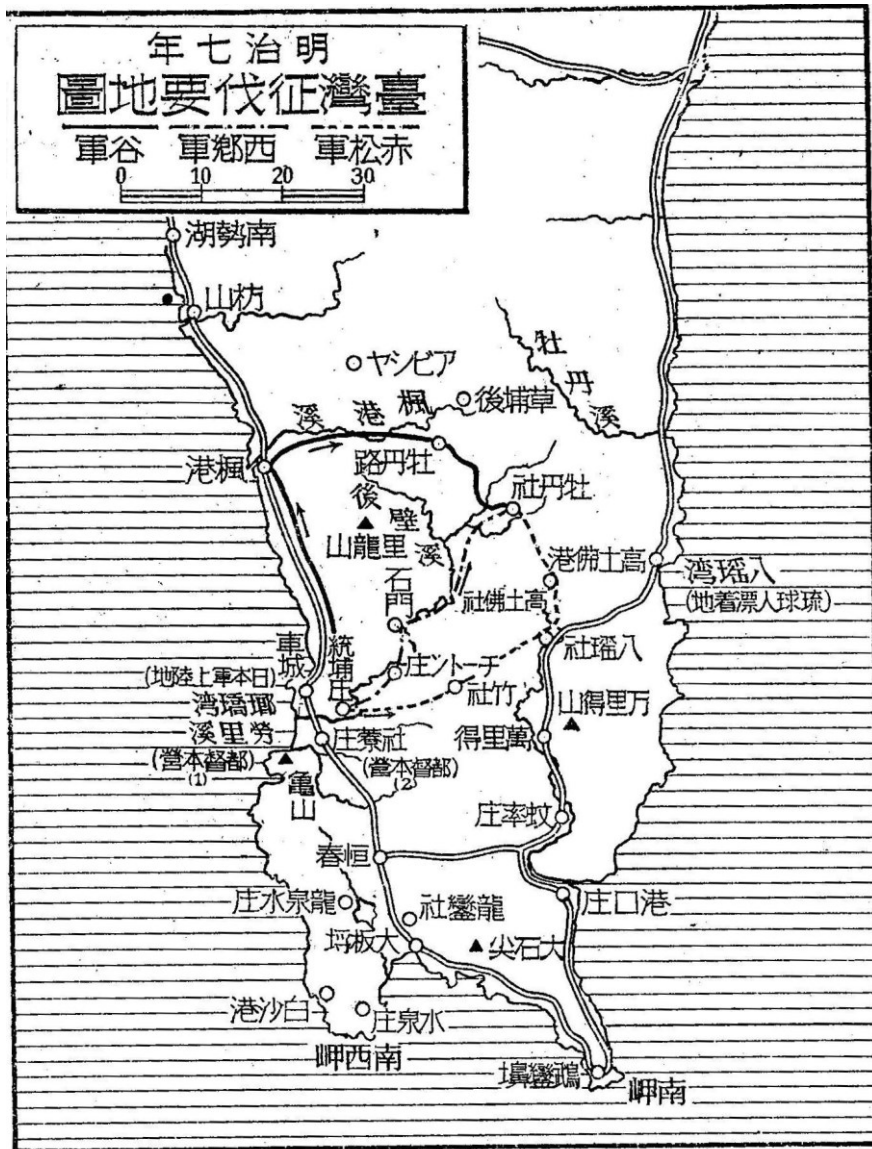
こうして、政府は非征韓論者のみによって占められたが、維新の功臣の半ばが野に下ったことになったために、世間は何となく不穏な気分にあふれた。これが、後に次々に起こった地方の騒乱を孕んで、ついに西南の役の大爆発となったのだが、それらの事についてはいづれ話を改めて後にお話する。

さて、朝鮮との問題が起こっていたころ、諸国との間にも問題が起こっていた。

そもそも清国人は、江戸幕府の鎖国時代においても、オランダ人と同じく、常に長崎に来て貿易を営んでいたが、国と国との交際はずいぶん開けなかつたので、維新後、朝廷は清国に対して修好通商条約の締結を促し、明治4年7月、清国天津において双方の全権がこれに調印した。

清国に対する生蕃事件の交渉

ところが、その年の11月、わが琉球の民66人が台湾の東岸南部の八瑤湾に漂着して、そのうち54人が生蕃(土人)のために殺され、わづかに12人だけが難をのがれて、翌5年6月にやっと那覇に帰り着いたという事件が起こった。そのころ、台湾は清国の領土でしたから、折から、先に調印した条約の批准交換の期も迫っていたため、明治6年2月、朝廷は外務卿 副島種臣を特命全権大使として清国に遣わし、批准交換のついでに、生蕃事件を交渉させた。ところが、清国政府は、生蕃を支配外の民であるとして、その責を負おうとはしなかつた。



台湾 屏 東 県 琉 球 藩 民 の 墓

この時、たまたまわが小田県（今の岡山県の一部、廃藩置県の時の深津県）の民もまた台湾の東南岸に漂着して、生蕃に略奪されたという知らせがあった。

台湾征伐

そこで、台湾征伐の論が大いに起こり、政府も遂にその断行を決心して、翌7年4月、陸軍中将西郷従道を台湾蕃地事務都督とし、陸軍少将谷干城、海軍少将赤松則良を参謀として、兵3,600余人を率いて赴き討たせた。

先に内治の改良を急務として征韓論を破った非征韓論者の政府が、征韓論者をしりぞけてまだ半年も経たないのに、忽ち征台の役を企てたのは甚だしい矛盾ですが、これは、つまり、征韓論者らの主張した出兵の要求のほうにむしろ当時の人心の傾向を代表していたものであった事を示すもので、征韓論こそこれをしりぞけても、その論者らの要求した実質は、どこかでこれを充たして、人心の緩和を図らなければならないような形勢となっていた事が察せられるのです。それで参議で文部卿の木戸孝允が、この矛盾を指摘して台湾征伐に反対すると、彼は却ってその職を辞する他はないようなことになったくらいです。

生蕃の来降

さて、わが征台軍は、5月に蕃地に着いて、社寮港の東方4kmばかりの統埔庄に都督本営を置いた。すると、その堂々たる威風を望んで、諸曾は先を争って来て降ったが、独り生蕃社中最も慥悍をもって聞こえた牡丹社だけが、頑として従わなかった。ので、我が軍は分かれて3隊となり、谷干城は楓港

第4話 明治初代の外交

から、^{さくまさまた}佐久間左馬太は石門より、^{あかまつのりよし}赤松則良は竹社から3道並び進んで攻めて、^{たちま}忽ちこれを降した。^{くだ}

^{しんこく} ^{いぎ} 清国の異議

こうして、^{ぼんち}蕃地は存外無造作に平定したが、この頃になって、^{しんこく}清国が俄かに^{にわか}異議を唱えてぐずぐず言い出した。^{せいばんとうばつ}わが生蕃討伐をもって他国の^{しんりやく}領土を侵略するものであると主張しだしたのです。わが全権公使^{やなぎはらさきみつ}柳原前光は、これに対してしきりに^{ろんぱく}論駁したが、清国政府は、さきに「生蕃は支配外の民である」といった言葉を忘れたかのように、「彼等もわが領民である」と、言って「生蕃を^{むしゆ}無主の蛮民である」とする我が主張にどうしても服さなかった。

^{えいこくこうし} ^{ちゅうさい} 英国公使の仲裁

そこで、政府は参議^{おおくぼとしみち}大久保利通を全権弁理大臣に任じ、^{べんり}急ぎ^{べきん}北京に赴いて^{おもむ}交渉させることにした。^{こうしょう}ところが、清国の全権^{ききょう}恭親王らと会見を重ねること7回にまでおよんだが、^{かれこれ}彼等はなお^{ちんべん}彼是と陳弁して、^{せい}いささかも誠意を示さなかったので、ついに^{きちやう}利通は怒って、^{きちやう}帰朝しようとした。

たまたま英国公使^{ちゅうさい}ウェードが^{はい}仲裁に入ったので、^{ちゅうさい}利通はその好意に対して事を平和に解決することとし、ついに清国に我が出兵の正当な事を認めさせた上に、^{そうなんみん}遭難民の^{いぞくぶ}遺族撫恤^{じゆつぎん}金十万両および^{せいとうひ}征討費四十万両合わせて五十万両（我が671,700円）を出させ、

なお、今後、^{せいばん}生蕃を拘束して永く^{こうそく}危害を他国人に加えさせないようにする事を約束させて、^{なが}条約に^{きがい}調印した。10月31日の事です。こうして、わが^{がいせん}征台軍は12月27日に東京に凱旋した。



^{おおくぼとしみち}
大久保利通

^{りゅうきゆう} ^{きぞく} 琉球の帰属

ところでついでに述べておきたいのは、この^{たいわんせいばつ}台湾征伐の結果、これまで日本と中国の^{りやうぞく}両属の^{すがた}姿であった^{りゅうきゆう}琉球を、^{しんこく}清国が、明らかに日本の領土として^{しょうにん}承認したという事です。

そもそも琉球は、以前から薩摩の^{しまづ}島津氏に属すると共に、また清国にも^{ちやうこう}朝貢して彼の^{ふうさく}封冊を受け、彼の^か年号^{ねんごう}を用いたりしていたが、今度、琉球の民が^{ぎやくさつ}虐殺されたのに対して、その遺族の



^{りゅうきゆう} ^{しゆり} ^{1こおうじやう}
琉球 首里の古王城の正殿（昭和初期、1930年頃）
その後、沖縄神社社殿、先の沖縄戦で破壊。
1992年復元、2019年に火災で焼失。

^{ぶじゆつぎん}撫恤金を彼れが我れに出したのは、即ち琉球が我が領土であることを彼れが明らかに認めたと証拠です。

そこで、明治8年5月、我が政府は琉球藩王^{はんおう}尚^{しょう}泰^{たい}に命じて、爾後、清国に^{じご}朝貢^{ちやうこう}することを厳禁し、

第4話 明治初代の外交

明治の年号を用いさせることとした。なお、^{のち}後、明治12年4月に至って、ついに琉球藩を廃して沖縄県とし、^{しょうたい}尚泰を東京に移住させた。この時、清国は異議を挟んだが、折から東洋漫遊中の米国前大統領^{ちやうてい}グラントが中に立って調停したので、やがて紛議も解けて無事におさまった。

こうして、南方の問題が片付いたと同じころに、北方においても日露の間に久しく定まらなかった^{きやうかい}境界問題が片付いた。

^{からふと きやうかいもんだい}樺太の境界問題

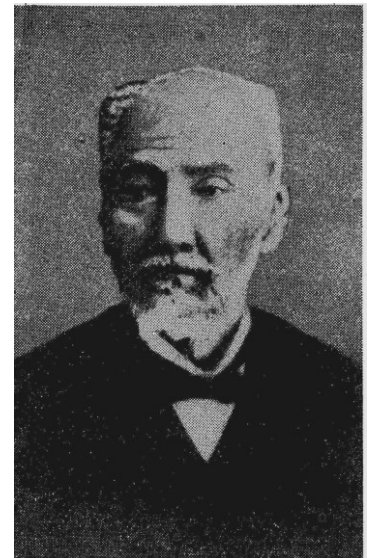
安政元年12月、幕府が露国^{ろこく}（ロシア）と和親条約を結んだ際に、千島は択捉以南をわが国の領土として、^{うるつぶ}得撫以北をロシアの領土と定めたが、^{からふと}樺太は、どこを境界ともせず、漠然とただ両国人の雑居地としていた。ところが、ロシア人はその後もますます南進を続け、しばしば南部における我が国人を駆逐しようとしたのみならず、同6年7月、軍艦4隻を率いて品川に入港した露国の東部シベリア^{そうとく}総督ムラビヨフの如きは、公然と、樺太全島を持って露領であるとまで主張するに至った、

それで、幕府は文久元年12月、外国奉行^{たけうちしものりやすのり}竹内下野守保徳、同^{まつだいらいわみのかみやすなおと}松平石見守康直らを露都ペテルスブルグ^{つか ほくい}に遣わし、北緯50度をもって両国の境界としよう提議させたが、これは露国が承知しなかつた。慶応2年10月、我れは更に使いを露都に遣わしたが、折から幕府は衰亡にせまっていた時でもあったし、ついに^{こっきやうもんだい}国境問題を決定することが出来ずに自分が倒れたのです。

^{からふとばいしやう けいかく}樺太買収の計画

維新後、政府は先づ北海道に開拓使を置き、ついで樺太にもこれを置いて、大いに開拓の事に当たらせると共に、一方、露国に対して境界問題をまた持ち出した。ところが、彼れがこれに応じようとしなかつたので、明治5年、時の外務卿^{そえじまたねおみ}副島種臣は、北緯50度以北の樺太を買収して、全島を日本領とする案を立てて駐日露国公使に交渉した。

この時、露国は中央アジアの問題で英国と葛藤を生じた際であったので、日本との交際を親密にしようとして、副島の買収案に応じることに内議が決定した。



^{そえじまたねおみ}副島種臣

しかしこの知らせがわが国に着いた時には、すでに政府は開拓次官として北海および樺太の経営に当たっていた^{くろだきよたか}黒田清隆の意見にもとづき、気候が寒く、土地もまた栽培に適さない樺太は寧ろこれを棄てて、^{もつぱ}専ら力を北海道の開拓に尽くそうということになっていたもので、買収案はついに用いられずに止んだ。

^{ちしま からふと こうかん}千島・樺太の交換

こうして明治7年1月、政府は海軍中将^{えのもとたてあき}榎本武揚を特命全権公使として露国に駐在させるに当って、^{あらた}改めてまたこれを解決させることにした。それで、武揚は、その後、幾回か露都で談判を重ねた末に、ついに樺太全島を彼に与え、千島全部を我に収めることにして交換条約を結んだ。実に明治8年5月7

第4話 明治初代の外交

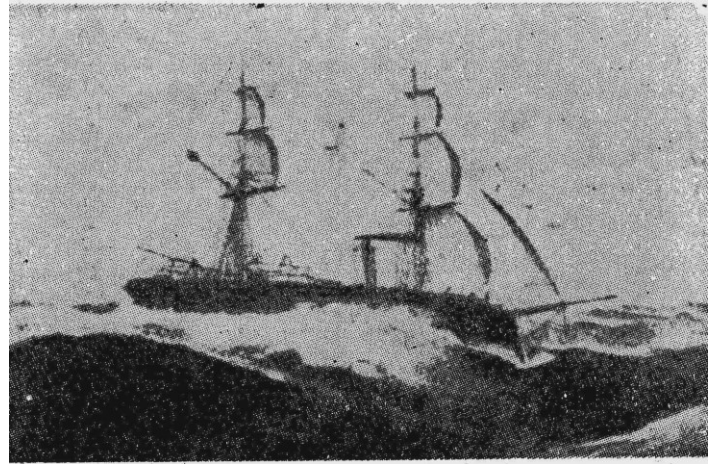
日の事です。世にこれを千島樺太の交換という。これで多年の紛議も初めて解けて、我が東北の境界もはっきりと定まったのです。

江華島事件

又、朝鮮との修好は、征韓論が破裂してから後も、政府は使を朝鮮に遣わしてこれを促したが、依然として要領を得ずにいた。

たまたま明治8年9月、我が雲揚艦が満州の牛荘に赴かんとして朝鮮の近海を過ぎ、飲料水が乏しくなったために、漢江口の江華島にこれを求めようとすると、その島の守備隊が、

不意に我に向かって発砲したので、艦長井上良馨は直ちにこれに応戦して、砲台を破砕して引き上げたという事件が起こった。



砲艦 雲揚

江華条約

そこで、わが国では再び征韓の声が高まったが、事を平和に解決しようとしていた政府は、先づ、使節を送って朝鮮の不法を責め、かねて修好をはかる事にしようと、すなわち参議黒田清隆を特命全権弁理大臣とし、元老院議官井上馨を副大臣として、軍艦4隻を率いて朝鮮に赴かせた。この時、朝鮮では、国王李熙がすでに長じて、王妃閔氏の一族がその勢力を振るい、例の大院君は殆ど権力を失っていた時でしたので、談判は割合に容易に進んだ。朝鮮政府は、雲揚艦砲撃の罪を謝した上に、はじめて修好条約を結び、釜山の外に新たに仁川、元山の2港を開くことを約束した。世にいう江華条約がこれで、時に明治9年2月でした。

この条約は12か条から成っていたが、その第1条に、朝鮮が自主の国であることを明記している。即ち、これまで清国の属国かの如くに見られていた朝鮮を、わが国が初めて独立国と確認したのです。それで、他の諸外国もまた、この後は清国を経由せずに朝鮮と直接に条約を結ぶに至りました。

(第4話 明治初代の外交 終わり。 次は前頁に戻り、第5話 地方の騒乱と西南の役)